

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日（金）午後1時30分から午後2時09分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（10人）

| | | |
|--------|-----|---------|
| 会 長 | 10番 | 齊 藤 常 夫 |
| 会長職務代理 | 5番 | 中 山 雅 史 |
| 委 員 | 1番 | 海老原 茂 |
| 委 員 | 2番 | 萱 橋 敏 男 |
| 委 員 | 3番 | 飯 泉 秀 夫 |
| 委 員 | 4番 | 栗 原 哲 |
| 委 員 | 6番 | 前 島 守 |
| 委 員 | 7番 | 菊 地 典 夫 |
| 委 員 | 8番 | 羽 田 茂 |
| 委 員 | 9番 | 矢 口 剛 |

農業委員会事務局職員（4人）

| | |
|---------|--------|
| 事 務 局 長 | 成 嶋 均 |
| 事務局長補佐 | 浅野 博之 |
| 主 査 | 大久保慎太郎 |
| | 土田 直希 |

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

| | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について |
| 議案第3号 | 非農地証明発行可否について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） |

- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
- 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和 2 年 4 月定例総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにしてくださいようお願い致します。

早速、定例総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の 2 番、会長挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

種まきなど田植えの準備で、大変お忙しい中、4 月の定例総会にご出席頂き誠に有難うございます。

新型コロナウイルスの感染予防で、7 都府県に緊急事態宣言が発令されました。茨城県は対象県になっていませんが、茨城県より感染拡大要注意市町村に対し、5 月 6 日まで不要不急の外出・通勤・通学の自粛が要請されています。つくばみらい市も感染拡大要注意市になっていることを踏まえて、農業委員会としても可能な限りの対策をしたいと考えまして、本日予定していました農地利用最適化推進連絡会は 5 月 10 日に延期いたしました。

また、今月の 14 日～15 日に予定していました農地パトロールは中止としました。推進委員の方には各々で担当地域のパトロールをして頂き、後程農業委員会事務局に報告いただくよう、お願いしております。

また、本日の総会は、議案 6 件と報告事項 3 件となっておりますが、新型コロナウイルス感染予防の一つとして短時間での総会にしたいと思います。皆さん方には慎重な審議とスムーズな会議開催にご協力をお願いします。以上を申し上げて挨拶と致します。

1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

まず、最初に議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしという声ございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。9番矢口委員、1番海老原委員の2名に議事録署名委員をお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は3件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための使用貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は419㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は300㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は自己住宅建築のための使用貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は528㎡

でございます。

説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず伊奈地区につきまして、8番羽田委員よりお願いします。

1. 羽田委員

はい、4月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告します。メンバーは、齊藤会長、栗原委員、前島委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。申請地は、間宮林蔵記念館より南に位置する、丁度農業再生協議会事務所の間にある農地です。申請地の農地区分は概ね10ha以上の一団の農地の区域内にあるため、1種農地と判断します。申請者は申請地1筆419㎡と宅地1筆77.97㎡の合計496.97㎡を利用し自己住宅を建築する計画となっています。関係法令との調整も行っており自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。各委員のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて谷和原地区につきまして、2番萱橋委員より報告をお願いします。

1. 萱橋委員

同じく4月3日の午後に行った書類審査と現地調査結果について報告いたします。当日は齊藤会長、中山職務代理、菊地委員、私、成嶋局長、大久保主査の6名で行いました。なお、冒頭会長の挨拶にもありましたとおり、コロナウイルス感染予防の観点から、端的にポイントを絞った報告とさせていただきます。

受付番号2番、申請地は、大字■■■字■■■■■■■■番■■の1筆、300㎡を売買により取得し自己住宅を建築する計画です。場所の詳細は地図3ページになります。申請地は上下水道が容易に利用でき、かつ500m以内に学校、保育所があることから、農地区分は3種農地と判断します。関係法令との調整も行っており許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、受付番号3番、申請地は、大字■■■字■■■■■■■■番■■，1筆528㎡を使用貸借し、自己住宅を建築するものです。場所の詳細は地図4ページになります。

申請地の農地区分は1種農地と判断します。関係法令との調整も行っており、許可要件を満たしていると考えます。以上報告申し上げ各委員のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

飯泉委員どうぞ。

1. 飯泉委員

使用賃貸について、貸主がかなり高齢である。この場合に将来的に何年間といった決まりがあって、期間を締結するものであるか。

1. 議長（齊藤会長）

事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

お答えさせていただきます。期間は永年になっております。譲渡人と譲受人の方は、祖母と孫の関係にあります。説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

よろしいですか。

1. 飯泉委員

はい。

1. 議長（齊藤会長）

その他ございますか。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成で、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は2件となっております。5ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■字■■■番■，地目は登記，現況とも田，面積は2,881㎡，■■■字■■■番，地目は登記，現況とも田，面積は2,125㎡，■■■字■■■番■，地目は登記田，現況畑，面積は1,410㎡，■■■字■■■番■，地目は登記，現況とも田，面積は645㎡，の合計4筆 7,061㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■字■■■番，地目は登記，現況とも田，面積8,041㎡，■■■字■■■番，地目は登記，現況とも田，面積931㎡，■■■

■字■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積1，081㎡の合計3筆，10，053㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては，別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思います。まず伊奈地区につきまして，6番前島委員より報告をお願いします。

1. 前島委員

4月3日に行った書類審査，現地調査結果について報告いたします。当日は齊藤会長，栗原委員，羽田委員，私，成嶋事務局長，大久保主査，で行いました。

受付番号1番，地図は6・7ページになります。申請者は，6ページは県立伊奈高校の県道を挟んだ向かいの田になります。現況は耕作しておらず，葎や草が生えた状態になっています。同じく7ページは中島です。特に目印となるものはありませんが，デイサービス癒しの愛から下島に向かい左にある2筆と，その先左に入ったところの1筆，計3筆です。こちらも現況は耕作されておらず，草刈等の管理はされている状態でした。申請者は自作地約367aを耕作しており，世帯員の常時従業者は2名で，水稻，野菜を作付けする農家です。申請地は登記現況とも田で3筆5，651㎡，登記田現況畑で1筆1，410㎡の合計4筆7，061㎡です。規模拡大のため売買のより譲受け水稻を作付けする予定です。以上のことから，1番については農機具等も所有しており，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件の全てを満たしていると考えことから，許可しても差し支えないと思われれます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて谷和原地区につきまして，5番中山職務代理より報告をお願いします。

1. 中山職務代理

4月3日に行った書類審査，現地調査結果について報告します。

メンバーは，先ほど萱橋委員から報告のあったメンバーです。

受付番号2番，地図は8ページになります。

申請地は，平沼集会所の西側になり，現地は，きれいに耕作されていました。

申請者は、自作地と借入地あわせて約2,645アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は4名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、3筆 10,053㎡で規模拡大のため、農地中間管理機構の特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の報告が終わりました。これより審議をいたします。まず受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明

願は7件となっております。9ページをご覧ください。

受付番号1番, 申請地は■■■■字■■■■番, 地目は登記畑, 現況雑種地, 面積は404㎡でございます。

続きまして受付番号2番, 申請地は■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は134㎡, ■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記畑, 現況宅地, 面積は313㎡の合計2筆, 447㎡でございます。

続きまして受付番号3番, 申請地は■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は274㎡でございます。

続きまして受付番号4番, 申請地は■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は18㎡でございます。

続きまして受付番号5番, 申請地は■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は16㎡でございます。

続きまして受付番号6番, 申請地は■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は482㎡, ■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は413㎡, ■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は773㎡, の合計3筆, 1,668㎡でございます。

続きまして受付番号7番, 申請地は■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記田, 現況宅地, 面積は1,511㎡, ■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記田, 現況宅地, 面積は233㎡, ■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記田, 現況宅地, 面積は396㎡, ■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記田, 現況宅地, 面積は244㎡, ■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記田, 現況宅地, 面積は173㎡, ■■■■字■■■■番■■■, 地目は登記田, 現況宅地, 面積は41㎡の合計6筆, 2,598㎡でございます。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

それでは書類審査及び現地確認の結果報告をいただきたいと思います。まず伊奈地区につきまして、4番栗原委員より報告願います。

1. 栗原委員

4月3日に行いました書類審査, 現地調査結果について報告いたします。メンバーは, 齊藤会長, 前島委員, 羽田委員, 私, 事務局から成嶋局長, 大久保主査が参加した。受付番号1番, 地図は11ページになります。

申請地は小張ですが, 板橋不動尊の北西に位置し, 板橋から小張に抜ける車幅1台分

の道に面した住宅に隣接していました。この住宅は空き家となっており、申請地は住宅から下る傾斜地になっています。今回提出された受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、昭和54年9月以前から宅地として使用されていました。

続きまして、受付番号2番及び3番は同一の地域であることから、一括して説明します。地図は12ページになります。申請地は野堀です。板橋とつくば市荃崎を結ぶ野田牛久線沿いで、消防団第6分団の小屋の北東に位置しています。地図からもわかるように住宅敷地となっています。今回提出された受付番号2番、3番については申請書類等の審査、現地調査をしたところ平成2年11月以前から宅地として使用されていました。

続きまして、受付番号4番、地図は13ページです。申請地は南太田の久保浄水場から北側100m程のところですが。元々の進入路と一体で利用されており、舗装されている状態です。今回提出された受付番号4番については、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成11年5月以前から、只今説明した宅地への進入路として使用されていました。以上のことから、1番から4番につきましては、茨城県が発行している「農地法関係事務処理の手引き」の農地転用関係に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えられることから、非農地証明を発行しても差し支えないものと考えます。報告は以上です。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。続いて谷和原地区につきまして、7番菊地委員より報告をお願いします。

1. 菊地委員

4月3日に行いました書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、萱橋委員、中山職務代理から報告のありました時と同じ6名で行いました。受付番号5番、地図は14ページになります。

今回提出されました受付番号5番につきましては、小貝川に架かる伊奈橋の宮戸側の手前にあり、現地は平成2年11月以前から宅地として使用されていました。

続きまして、受付番号6番、地図は15ページになります。現地はつくばエクスプレス総合基地の向かい東側にあたり、雑木林になっています。周辺の状況から農地に復元しても継続して使用することができないと見込まれます。

続いて受付番号7番、地図は16ページになります。現地は真木方面より日川集落に入り一番奥にありました。大小の石が混在しており、農地に復元して使用することは困

難と見込まれました。以上のことから5番から7番につきましては、茨城県が発行している「農地法関係事務処理の手引き」の農地転用関係に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えられることから、非農地証明を発行しても差し支えないものと考えます。報告は以上です。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたので、これより審議をいたします。まず受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番と3番につきましては一体的な案件になることから、一括で審議します。受付番号2番と3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号6番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号7番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

飯泉委員どうぞ。

1. 飯泉委員

農地の所有者は不動産業者であると思うが、取得した経緯について説明を求めます。

1. 議長（齊藤会長）

事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

お答えさせていただきます。全筆とも昭和47年5月12日に競落により取得したものであることが、登記簿より確認できます。説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

よろしいですか。

1. 飯泉委員

はい。

1. 議長（齊藤会長）

その他ございますか。

（挙手あり）

はい、矢口委員。

1. 矢口委員

土地改良区の意見書を添付することは必要ないか。

1. 議長（齊藤会長）

事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

お答えさせていただきます。土地改良区に確認したところ、既に除斥が完了していることにより、今回は意見書を付けていません。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいですか。

1. 矢口委員

はい。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、ないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。17ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が20筆で、47,933㎡、畑が6筆で、5,725㎡、合計26筆、53,658㎡です。貸し手が12人で、借り手が8人となります。

次に更新案件ですが、田が34筆で、49,169㎡、畑が12筆で、13,305㎡、合計46筆、62,474㎡です。貸し手が13人で、借り手が8人となります。

合計では、田が54筆で、97,102㎡、畑が18筆で、19,030㎡、合計72筆、116,132㎡です。貸し手が25人で、借り手が16人となります。

権利の設定開始は、令和2年5月1日、令和2年6月1日からとなります。

詳細につきましては、18ページから21ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

これより審議していきますが、20ページの受付番号52番から21ページの67番は羽田委員が議事参与の制限となっています。さらに受付番号68番は菊地委員が議事参与の制限となっています。また、69番から72番は前島委員が議事参与の制限となっています。したがって、全体を4つに分けて審議をまいります。

まず最初に、受付番号1番から51番まで審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号1番から51番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。採決の結果、1番から51番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号52番から67番を審議いたします。羽田委員の退席をお願いします。

(羽田委員退席)

1. 議長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号52番から67番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号52番から67番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号52番から67番を原案のとおり許可することに決定いたしました。羽田委員の復席をお願いします。

(羽田委員復席)

1. 議長(齊藤会長)

続いて受付番号68番を審議いたします。菊地委員の退席をお願いします。

(菊地委員退席)

1. 議長(齊藤会長)

受付番号68番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。受付番号68番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号68番を原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地委員の復席をお願いします。

(菊地委員復席)

1. 議長(齊藤会長)

続いて受付番号69番から72番について審議いたします。前島委員の退席をお願いします。

(前島委員退席)

1. 議長(齊藤会長)

それでは、受付番号69番から72番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。受付番号69番から72番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号69番から72番は原案のとおり許可することに決定いたしました。

前島委員の復席をお願いします。

(前島委員復席)

1. 議長(齊藤会長)

以上審議の結果、議案第4号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局(浅野補佐)

それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を説明いたします。22ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が37筆で、80,261㎡、畑が6筆で、12,154㎡、合計43筆、92,415㎡です。貸し手が15人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和2年6月1日からとなります。

詳細につきましては、23ページから25ページの農用地利用権設定計画一覧(農地中間管理事業)をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長(齊藤会長)

はい、事務局説明終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第5号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局 (浅野補佐)

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」こちらにつきましても26ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が37筆で、80, 261㎡, 畑が6筆で、12, 154㎡, 合計43筆, 92, 415㎡です。貸し手が15人, 借り手が4人となります。

権利の設定開始は、令和2年6月1日からとなります。

詳細につきましては、27ページから29ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

事務局説明終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第6号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件、一括して事務局より報告をお願いします。

1. 事務局（成嶋事務局長）

報告事項 ①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は30ページになります。

今回、転用届出に対する専決処分は1件です。受付番号1番、申請理由は駐車場整備のためによるものです。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は31ページになります。今回の合意解約は5件です。解約の理由は、全て耕作者変更のためのもとなります。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は32ページになります。今回は1件です。受付番号1番、申請理由は道路寄付、道路用地として市に寄附するものです。報告は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

以上で全ての議題が終わりました。これをもって本総会を閉会といたします。